建築改修工事特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1　工事名称　平成27年度　静岡県立総合病院　６Ｃ病棟患者共用便所改修工事
2　工事場所　静岡市葵区北安東　　地内
3　敷地面積　53914.78㎡
4　都市計画　☉都市計画区域内　・準都市計画区域内　・都市計画区域外
5　用途地域　☉線引（☉市街化区域　・市街化調整区域）　・非線引
　　☉第二種中高層住居専用地域
6　防火地域　・防火地域　・準防火地域　☉指定なし
7　その他の地域・地区　・騒音規制法に基づく指定区域　・１種　☉２種　・３種　・４種
　　・風力係数算定のための地表面粗度区分　・Ⅱ　☉Ⅲ
　　・風圧力算定のための基準速度　Vo＝　32　m/s
　　・積雪荷重　H12建設省告示1455号における区域　別表(※24　・　)
8　建物概要

建物名称	構造・階数	工事種別	建築面積㎡	延べ面積㎡	摘要
本館	SRC　6階	改修		6C病棟便所	

9　工事内容
　　建築工事　1式

Ⅱ　仕様

1　図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成25年版)による。(以下「改修標準仕様書」という。)
　なお、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成25年版)による。(以下「標準仕様書」という。)
2　設計図の内容に明記がない場合、又は相違ある場合は、原則として監督員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。
　①質問回答書（②から⑥までに対するもの）　②現場説明書　③特記仕様書
　④図面　⑤設計書　⑥改修標準仕様書・標準仕様書
3　特記仕様
　①　項目は、番号に○印のついたものを適用する。
　②　特記事項は、☉印のついたものを適用する。
　　☉印のつかない場合は※印のついたものを適用する。
　　☉印と※印の付いた場合は、共に適用する。
　③　特記事項に記載の（　．　）及び［　．　］内の表示番号は、それぞれ「改修標準仕様書」及び「標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　④　「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、工事受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるものとし、警戒宣言発令時には工事を中止する。また、この事実が発生した場合は、静岡県建設工事請負契約約款第26条(臨機の措置)によって処理されたものとする。
　⑤　Ⓖ印は「静岡県環境物品等の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)の公共工事に関わる特定調達品目を示す。
　⑥　標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令(条例を含む)の改正等により抵触する場合には、関係法令等の遵守(1.1.13)の規定を優先する。
　⑦　熱帯材の使用削減に努める。
　⑧　環境対策(現場発生材の再利用及び分別収集等)に努める。
　⑨　ユニバーサルデザインへの対応に努める。
　⑩　解体工事に際しては、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」(国土交通省)を遵守すること。

Ⅲ　電子納品等

1　納品の仕様等は電子納品運用ガイドライン(案)による。
2　貸与する設計図CADデータの有無
　　※有り　　・無し
3　貸与するCADデータの使用範囲
　　当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。

章	項　目	特記事項
1 一般共通事項	①適用基準等	☉建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修(平成22年版) ☉工事写真の撮り方(改訂第3版)建築編　国土交通大臣官房官庁営繕部監修 ☉建築物解体工事共通仕様書・同解説 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成24年版) ・土木工事共通仕様書
	②工事実績情報の登録	(請負代金500万円以上の場合)※工事ｶﾙﾃ特記仕様書による　(1.1.4)
	③工事の一時中止	(1.1.9) 地方独立行政法人静岡県立病院機構業務委託契約約款により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	④総合施行計画書	総合施工計画書(総合仮設計画を含む)提出すること　(1.2.2)
	⑤各工事毎の施工計画	・仮設工事　・防水改修工事　・外壁改修工事　・建具改修工事 ・内装改修工事　・塗装改修工事　・耐震改修工事　・ ・吹付けｱｽﾍﾞｽﾄの除去及び封じ込め工事　・解体工事　・ ☉監督員と協議による　(1.3.5)
	⑥施工条件	施工可能時間帯　・指定なし　・　時～　時　☉施設管理者との協議による 部位別の施工順序　・指定なし　☉施設管理者との協議による 工事車両の駐車場　・指定なし　・図示　☉施設管理者との協議による 資材置場　・指定なし　・図示　☉施設管理者との協議による
	⑦PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材の調査	・第一次判定(ｼｰﾘﾝｸﾞ材種の判定) 日本ｼｰﾘﾝｸﾞ材工業会に次のｼｰﾘﾝｸﾞ材のｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞを送付し、材種の判定を行う。 判定結果については、監督員に速やかに報告する。 ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ採取箇所(　　)　採取箇所数(　　)
	・第二次判定(PCB含有量の判定)	専門分析機関に次のｼｰﾘﾝｸﾞ材のｻﾝﾌﾟﾙを送付し、PCB含有量の分析を行う。なお、分析ｻﾝﾌﾟﾙの四周は除去し、採取部の内部(大気にさわされていない部分)を取り出して分析する。判定結果については、監督員に速やかに報告する。 ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ採取箇所(　　)　採取箇所数(　　)
	⑧発生材の処理等	・引渡しを要するもの　(・金属類　・PCB含有物　・　　)(1.3.8) ・特別管理産業廃棄物　(・廃石綿　・　　) ・現場において再利用を図るもの　(　　) ・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ ⅰ)廃せっこうﾎﾞｰﾄﾞの裏面の表示を確認し、石綿、七表、ｶﾄﾞﾐｳﾑを含有するか又は、含有していないことが確認できない場合は、各製造工場に問合せの上、適切に処理する。 ⅱ)石綿含有せっこうﾎﾞｰﾄﾞ　搬出先(　　) ⅲ)その他の廃せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(石綿、七表、ｶﾄﾞﾐｳﾑ非含有)　搬出先(　　) ・その他の含有物質(　　)　搬出先(　　)
	⑨建設リサイクルデータ統合システム	本工事は建設ﾘｻｲｸﾙﾃﾞｰﾀ統合ｼｽﾃﾑ(以下「ｼｽﾃﾑ」)の登録対象工事であり、受注者は施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該ｼｽﾃﾑにﾃﾞｰﾀの入力を行なうものとする。監督員への報告(提出)はｼｽﾃﾑにより作成した{再生資源利用計画書(実施書)}及び{再生資源利用促進計画書(実施書)}により行うものとする。尚、これにより難い場合には、監督員と協議しなければならない。
	⑩特定建設資材の再資源化等	本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材等の実施について適切な措置を講ずる。 ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定していた条件により難い場合は、監督員と協議する。 また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督員に報告する。

・分別解体の方法

工事の種類	工程	作業内容	分別解体等の方法
新営、増築、改修工事	①造成等	左記の工事	
	②基礎・基礎ぐい		
	③上部構造部分・外装		
	④屋根		
	⑤建築設備・内装等		手作業
	⑥その他(　　)		

工事の種類	工程	作業内容	分別解体等の方法
解体工事	①建築設備、内装材等	左記の取り外し	手作業
	②屋根ふき材		手作業
	③外装材、上部構造部分	左記の取り壊し	手作業・機械作業の併用
	④基礎、基礎ぐい		手作業・機械作業の併用
	⑤その他(　　)		手作業・機械作業の併用

・特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所　在　地
・コンクリート		
・鉄及びコンクリートから成る建設資材		
・アスファルト・コンクリート		
・建設発生木材		

届出に係る事項の説明時に上記と異なる施設(同種の再資源化等を行う施設に限る)を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。ただし、当該施設への変更については設計変更の対象としない。

⑪環境への配慮	(1.4.1) 1)建築物内部に使用する材料等は、設計図書に所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ、構造用ﾊﾟﾈﾙ、集成材、単板積層材、MDF、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、その他の木質建材、ﾕﾘｱ樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、ｱﾄﾞﾞﾎﾙﾌﾞﾃﾞﾋﾄﾞ及びｽﾁﾚﾝを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ及びｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性(ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｰnｰﾌﾞﾁﾙ及びﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｱｾﾄﾞｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びｽﾁﾚﾝを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 2)設計図書に規定する「ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
⑫材料の品質等	(1.4.2) 1)本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2)備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。 3)標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
⑬材料の検査等	現場に搬入したすべての材料について、自主検査記録(任意様式)を提出すること。ただし、別表に掲げる材料については監督員の検査を受ける。 なお、監督員の検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は以後原則として抽出検査とする。 また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督員の指示による。
⑭調査のための破壊部分の補修	補修方法　※現状復旧　・図示　(1.5.3)

⑮技能士	一級技能士又は単一等級の資格者を有する者の配置を適用する作業種別　(1.6.2)	

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	・鉄筋組立作業
ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	型枠施工	・型枠工事作業
	ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工	・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業
鉄骨工事	とび	・とび作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾛｯｸ、ALCﾊﾟﾈﾙ	ﾌﾟﾛｯｸ建築	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾛｯｸ工事作業
押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ施工	・ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ工事作業
防水工事	防水施工	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業 ・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
石工事	石材施工	・石張り作業
ﾀｲﾙ工事	ﾀｲﾙ張り	・ﾀｲﾙ張り作業
木工事	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	・内外装板金作業
	ｽﾚｰﾄ施工	・ｽﾚｰﾄ工事作業
	かわらぶき	・かわらぶき作業
金属工事	内装仕上施工	☉鋼製下地工事作業
	建築板金	・内外装板金作業
左官工事	左官	・左官作業
建具工事	ｻｯｼ施工	・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業
	ｶﾞﾗｽ施工	・ｶﾞﾗｽ工事作業
	自動ﾄﾞｱ施工	・自動ﾄﾞｱ施工作業
	建具製作	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工	・金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事作業
	ｻｯｼ施工	・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業
	ｶﾞﾗｽ施工	・ｶﾞﾗｽ工事作業
塗装工事	塗装	☉建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業 ・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ工事作業 ☉ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業
	表装	・壁装作業 ・表具作業
	畳製作	・畳製作作業
	熱絶縁施工	・吹付け硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱工事作業
排水工事	配管	・建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	・溶解ﾍﾟｲﾝﾄﾏｰｶｰ工事作業 ・加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ工事作業
植栽工事	造園	・造園工事作業

なお、県内に一級技能士が少ない作業職種は、予め監督員と協議することができる。

16室内空気中の化学物質の濃度測定	測定対象室及び測定箇所数　(1.6.9) 測定対象室　※全ての居室　・図示	

室の床面積A(m2)	A≦50	50＜A≦200	200＜A≦500	500＜A
測定箇所数	1	2	3	4

測定方法　※ﾊﾟｯｼﾌﾞ採取による蒸気拡散式分析法
　・厚生労働省の標準法
測定物質　ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｽﾁﾚﾝ

対象物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.08ppm(　100μg/m3)
ﾄﾙｴﾝ	0.07ppm(　260μg/m3)
ｷｼﾚﾝ	0.20ppm(　870μg/m3)
ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.88ppm(3,800μg/m3)
ｽﾁﾚﾝ	0.05ppm(　220μg/m3)

社会福祉施設においては、ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの測定要否を監督員と協議すること。
測定者　専門測定機関による測定　※現場作業員による測定
測定前準備　測定対象室を30分換気し、その後5時間閉鎖する。
測定時　測定前準備・測定時は換気設備又は空気調和設備を稼動させたまま行う。ただし、局所的な換気扇で常時稼動させないものは停止させたままとする。測定時間は、原則として24時間とする。ただし、24時間測定が行えない場合は8時間測定(10時30分～18時30分)とする。
　測定位置は、室中央付近の床から1.2m～1.5mの高さとする。
測定後　測定年月日、測定時刻、測定時の室温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記載すること。

⑰施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。	
⑱設備工事との取合い	(1.8.1～1.8.3)(表1.8.1) 施工図　設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。	
⑲検査	工事施工中における技術検査の実施回数等は監督員の指示による。	
⑳完成時の提出図書	※現場説明書による。	
21設計ＧＬ	※設計GL=BM±　　mm(現状地盤高※図示)	
22事故報告	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故発生報告書を監督員に速やかに提出すること。~~また建設工事事故報告ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽに登録すること。~~	
23異常気象時等の報告	異常気象時及び震度4以上の地震発生時には、現場点検を行い速やかに監督員に報告する。	
24公共事業労務費調査に対する協力	本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、その調査時期が工事中又は完成時期であっても関係書類の整備、下請負人の指導等を含め協力すること。	
25建設発生土の処理方法	・場外指定場所に搬出し、搬出後、監督員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。 搬出場所(　　)、受入条件(　　) 処分費　(　　)、仮置場　(　　) ・近隣の受入先を調査の上、搬出距離、受入条件等が確認できる資料を監督員に提出し、協議により搬出先を決定する。搬出後、監督員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。なお、次の運搬に相当する経費を見込んでいる。 搬出距離　(　　)、DID区間(　　) 仮置場　(　　) ・場内指定場所に敷き均し ・場内指定場所に堆積	

2 仮設工事	①足場その他	内部足場の種別　※脚立、足場板等　・　(2.2.1) 外部足場の種別　・A種　・B種　・C種　・D種　・E種　(表2.2.1) 手すり先行足場の設置　※行う　・行わない [2.2.4] 足場を設ける場合、(2.2.1)(b)によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・外部足場の防護ｼｰﾄによる養生 (・養生ﾈｯﾄ　・養生ｼｰﾄ(・Ⅰ類　・Ⅱ類)　・ﾈｯﾄ状養生ｼｰﾄ(・Ⅰ類　・Ⅱ類) ・防音ｼｰﾄ　・防音ﾊﾟﾈﾙ　・　)
	②材料、撤去材等の運搬	種別　・A種　・B種　☉C種　・D種　・E種　(2.2.1)(表2.2.2)
	③既存部分の養生	☉既存部分の養生方法　※ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ等　・　(2.3.1) ・既存家具等の養生方法　※ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ等　・ ・外部開口部の養生方法　※ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ等　・ ・工事用通路の養生方法　※ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ等　・ ・固定された備品、机、ﾛｯｶｰ等の移動　・行う(※図示)　・行わない ・既存ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ、ｶｰﾃﾝ等の養生　・行う(※図示)　・行わない 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
	④仮設間仕切り	仮設間仕切り　設置位置　※図示　(2.3.2) ・A種　下地　※軽量鉄骨　・木 表面材　※せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(厚さ(mm)　※9.5　☉12.5　) ・合板(厚さ(mm)　※9.0　・　) 塗装　※行わない　・行う 充填材　※ｸﾞﾗｽｳｰﾙ24k　厚50mm　・ ・B種　下地　※軽量鉄骨　・木 表面材　※せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(厚さ(mm)　※9.5　・　) ・合板(厚さ(mm)　※9.0　・　) 塗装　※行わない　・行う ※C種　下地　※単管 表面材　※防炎ｼｰﾄ ・仮設扉　材質　※木製扉(合板張程度)　・鋼製扉(片面ﾌﾗｯｼｭ程度) 塗装　※行わない　・行う
	⑤監督員事務所	・設ける　・10m2程度　・(　　)m2程度　(2.4.1) ・設けない　☉設けない(既存建物利用) 監督員事務所の備品等　標準仕様書によるほか下記による ・机・椅子・ｺﾞﾑ長靴・雨がっぱ・保安帽・安全帯・更衣ﾛｯｶｰ(以上は監督員　人分) ・書籍・白板・掛け時計・寒暖計・懐中電灯・受注者加入電話の子機 ・消火器・冷暖房機器(以上は各1ヶ)
	⑥工事用水	構内既存の施設　※利用できる(※有償　☉無償)　・利用できない
	⑦工事用電力	構内既存の施設　※利用できる(※有償　☉無償)　・利用できない
3 防水改修工事	1施工数量調査	調査範囲　・図示　・　(1.5.2～3) 既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示　・ 調査報告書　提出部数：・2部　・
	2既存防水の処理	(3.2.3,4,6) 既存保護層の撤去　・行う(範囲　・図示　・　)　・行わない 既存防水層の撤去　・行う(範囲　・図示　・　)　・行わない 露出防水層表面の仕上げ塗装除去 ・行う(・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X)　・行わない
	3既存防水層の下地補修	既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　・図示　(3.2.6) POSI工法及びPOSI工法(機械式固定方法)の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の補修及び処置 ※改修標準仕様書3.2.6(d)(3)(vii)①～③による
	4試験	施工完了後の満水試験　・行う　・行わない (ｱｽﾌｧﾙﾄ防水、改質ｱｽﾌｧﾙﾄ防水、合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水、塗膜防水の場合)
	5アスファルト防水	屋根保護防水　(3.1.4)(表3.1.1)(3.3.2～4)(3.3.5)(表3.3.3～6)

工法	種別	施工箇所	断熱材G	絶縁用シート	立上り部の保護
・P2A	・A-1			※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ	※乾式
	※A-2			厚さ0.15mm以上	保護材
	・A-3			・	・ｺﾝｸﾘｰﾄ
・P1B	・B-1				押え
	※B-2				・
	・B-3				
・P2AI	・AI-1		(材質)※JISA9511によるA種	※ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ	
	※AI-2		押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材の	70g/m2程度	
	・AI-3		保温板　3種b(ｽｷﾝ層付)	・	
・P1BI	・BI-1				
・T1BI	※BI-2		(厚さ)・25mm　・50mm		
	・BI-3		・		

改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ
　※標準仕様書表9.2.3から表9.2.8による
部分粘着層付改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ
　※標準仕様書表9.2.5から表9.2.8による　・
平場の保護ｺﾝｸﾘｰﾄの厚さ　こて仕上げ　※水下　80mm以上　・
　床ﾀｲﾙ張り　※水下　60mm以上　・
・乾式保護材
　窯業系ﾊﾟﾈﾙ：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しｵｰﾄｸﾚｰﾌﾞ養生したもの。
　金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの。
(品質・性能・試験方法)建築材料等品質性能表による

静岡県立総合病院管理課	(株)イムラ設計事務所	管理建築士　伊村　善郎 一級建築士登録第90741号	検　作 図　図
工事名　平成27年度　静岡県立総合病院　６Ｃ病棟患者共用便所改修工事			図番　A-_2
日付　平成27年_2月27日	建築改修工事特記仕様書(H25.10)　1/5		